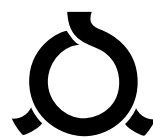


毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

七〇

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

七〇

訓令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

七〇

告示

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

七三

○新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件

七三

○土地改良事業計画を変更することとを適当と決定した件

七三

○土地改良法により換地計画を定めた件二件

七三

公告

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則及び福島県事務委任規則の一部を改正する

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件

七四

○介護老人保健施設の開設を許可した件

七四

○介護保険法により指定調査機関を指定した件

七五

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件

七五

○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件

七五

福島県選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

七五

福島県収用委員会

○裁決書の正本を公示送達するため告示する件

七六

規則をここに公布する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第九十一号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条の表農林水産総室の項第八号中「こと」の下に「(遊休農地に関する措置に係るものを除く。)」を加える。

附則

この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第九十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十四号の(2)中「第三十一条の第二項第十五号ハ」を「第三十一条の第二項第十四号ハ」に改め、同号(3)中「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

訓令

福島県訓令第二十二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第二号)の一部を次のように改正する。別表第二の7の表農林水産総室の部農林総務課農地調整室の項1を次のように改める。

1 農地法(昭和27年法律第

本庁機 関
出先機 関

229号)の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第3条第1項の規定による許可(同条第3項の規定によるものを含む。)
- (2) 第3条の2第1項の規定による勧告
- (3) 第3条の2第2項の規定による許可の取消し
- (4) 第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可(農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。))に限る。)
- (5) 第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可(農地転用面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用面積が1ヘクタールを超えるもの)に限る。)
- (6) 第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可(農地転用面積が1ヘクタール以下のものに限る。)
- (7) 第4条第5項及び第5条第4項の規定による国又は県との協議(農地転用面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のものに限る。)
- (8) 第4条第5項及び第5

企画
部長

○

○

○

○

- 第4項の規定による国又は県との協議(農地転用面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のものに限る。)
- (9) 第4条第5項及び第5条第4項の規定による国又は県との協議(農地転用面積が1ヘクタール以下のものに限る。)
- (10) 第18条第1項の規定による許可
- (11) 第25条第1項ただし書の規定による申出の受理
- (12) 第28条第1項の規定による和解の仲介
- (13) 第49条第1項の規定による立ち入つての調査、測量並びに調査及び測量の障害となる竹木その他の物の除去及び移転
- (14) 第49条第3項の規定による通知及び公示
- (15) 第51条第1項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令(農地転用許可面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。))に限る。)
- (16) 第51条第1項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令(農地転用許可面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のも

○

○

○

○

○

○

○

○

の(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用許可面積が1ヘクタールを超えるもの)に限る。)

(17) 第51条第1項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令(農地転用許可面積が1ヘクタール以下のものに限る。)

(18) 第51条第3項の規定による原状回復等の措置(農地転用面積又は農地転用許可面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。))に限る。)

(19) 第51条第3項の規定による原状回復等の措置(農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用面積又は転用許可面積が1ヘクタールを超えるもの)に限る。)

(20) 第51条第3項の規定による原状回復等の措置(農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタール以下のものに限る。)

(21) 第51条第5項の規定による費用の徴収(第51条第3項の規定による原状

○

○

○

○

○

回復等の措置に係る農地転用面積又は農地転用許可面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。))に限る。)

(22) 第51条第5項の規定による費用の徴収(第51条第3項の規定による原状回復等の措置に係る農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のもの(砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用面積又は転用許可面積が1ヘクタールを超えるもの)に限る。)

(23) 第51条第5項の規定による費用の徴収(第51条第3項の規定による原状回復等の措置に係る農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタール以下のものに限る。)

(24) 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第1条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第39条第1項の規定による充渡通知書の作成及び交付

○

○

○

○

改正法附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧農地法第78条第1項の規定による管理

別表第二の7の表農林水産総室の部農林総務課農地調整室の項中4の(10)を4の(11)とし、4の(9)を4の(10)とし、4の(8)を4の(9)とし、4の(7)の次に次のように加える。

(8) 第15条の2第7項の規定による国又は地方公共団体との協議

別表第二の8の表都市総室の部都市計画課の項1中「第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ」や「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

附 則

この訓令は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から施行する。ただし、別表第二の8の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

告 示

福島県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年十二月十五日から平成二十二年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ケーズデンキ福島南店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 騒音等に関する事項

当該地は住居が近接しておりますので、騒音には十分な配慮をするとともに苦情等が発生したおりに、適切な対応を行うこと。

2 交通に関する事項

各出入口について、特に混雑が予想される場合には、歩行者、自転車等の事故防止のため、交通誘導員等を配置し、安全管理に努めること。また、駐車場から市道への出入り等の安全対策として、路面表示等により注意を促すなど十分な対応を行うこと。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区が坂下只見川地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業（基盤整備）に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十一年十二月十六日から
平成二十二年一月十二日まで

（二十八日間）

縦覧の場所

会津坂下町役場

（農村計画課）

福島県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、南相馬市が小木迫地区基盤整備促進事業（農業用排水施設）に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類
- 二 土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成二十一年十二月十六日から
平成二十二年一月四日まで

（二十日間）

縦覧の場所

南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第七百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、大井塚原地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年十二月十六日から
平成二十二年一月十二日まで
(二十八日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農地管理課)

福島県告示第七百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、合戸地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十一年十二月十六日から
平成二十二年一月十二日まで
(二十八日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農地管理課)

公 告

公告第六百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十一月三十日

- 二 名称
特定非営利活動法人松川浦ふれあいサポート
- 三 代表者の氏名
飯土井 光毅
- 四 主たる事務所の所在地
福島県相馬市尾浜字札ノ沢百九十二番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、松川浦の環境保全を主たる目的とし、次世代を担う市民に対して、松川浦の自然を通し、自然環境保全の大切さを学ぶ環境教育を実施することを目的とする。

(文化振興課)

公告第六百三十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年十一月二十五日
- 二 名称
特定非営利活動法人URAKATA
- 三 代表者の氏名
鈴木 芳明
- 四 主たる事務所の所在地
福島県喜多方市字花園百六十五番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、文化活動に対して技術的支援に関する事業を行いまちづくりに寄与することを目的とす。

(文化振興課)

公告第六百三十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

施設の名称	施設の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	許可年月日

小規模介護老人 保健施設 更生	福島市西中央一 一―二―二	医療法人 更生 堂	福島県福島市西 中央一―二―一	平成二二年 一二月一日
--------------------	------------------	--------------	--------------------	----------------

(高齢福祉課)

公告第六百三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百十五条の三十六第一項の規定により、指定調査機関を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

指定調査機関の 名称	指定調査機関の 住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
特定非営利活動 法人福祉ネット ワーク	福島県いわき市 錦町竹の花二〇	福島県いわき市錦町竹の花二〇	平成二二年 一二月一日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第六百三十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の 名称	事業所の 所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定年月日	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
児童デイ サービス 業所ら くりあ	郡山市朝日 二―二―〇― 一九	社会福 祉法人 ほっと 福祉記 念会	福島県郡山 市横塚三― 四―二―一	平成二二年 一二月一日	児童デイ サービス	障害児
杜のく まさん	喜多方市塩 川町西岡七	特定非 営利活	福島県会津 若松市北会	平成二二年 一二月一日	児童デイ サービス	障害児

inし おかわ	八二	動法人 津町中荒井 杜のく 字 稲荷五― 一	まさん
------------	----	------------------------------------	-----

(障がい福祉課)

公告第六百三十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十一年十二月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	変更前の事 業所の所在 地	変更後の事 業所の所在 地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
あるく	西白河郡西 郷村大字熊 倉字折口原 四一七―二	白河市中町 五七―一	特定非 営利活 動法人 ほっと アクト	福島県西白 河郡西郷村 大字熊倉字 折口原四一 七―二	児童デイ サービス	障害児

(障がい福祉課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十一年十二月二日現在において、次のとおりである。

平成二十一年十二月十五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四四、一四五
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区
伊達郡	福島市
安達郡	会津若松市
岩瀬郡	郡山市
南会津郡	いわき市
耶麻郡	白河市
河沼郡	原町市
大沼郡	須賀川市
西白河郡	喜多方市
東白河郡	相馬市
石川郡	二本松市
田村郡	
双葉郡	
相馬郡	

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送付すべき次の書類は、当収用委員会書記室(福島県土木部土木総室土木総務課用地室)において保管しているもので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十一年十二月十五日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

書類の名称

平成二十一年十二月九日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本

書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
高山カツ	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国)
末永大吉	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州)
末永昭三	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル国サンパウロ州 カフェランジア市タンガラ区)
末永庫	不明(ただし、戸籍の附票上の住所 ブラジル)
渡邊和子	不明(ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字深町二二(昭和四四年七月二五日職権消除)
井戸川英隆	不明(ただし、戸籍の附票上の最終住所 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平八九〇番地(昭和五五年九月三日職権消除)
松本康	不明(ただし、住民票上の住所 群馬県太田市新田木崎町五五番地二 プレステージ木崎一〇六号)

三 その他
前記書類を受領しないときは、平成二十二年一月五日をもって送達があったものとみなされます。